

# 医療安全対策に関する指針

## 1. 医療安全対策に関する基本的な考え方

医療現場では、医療従事者のちょっとした不注意等が、医療上予期しない状況や、望ましくない事態を引き起こし、患者の健康や生命を損なう結果を招くことがある。われわれ医療従事者には、患者の安全を確保するための不断の努力が求められている。さらに、日常診療の過程に幾つかのチェックポイントを設けるなど、単独、あるいは重複した過ちが、医療事故というかたちで患者に実害を及ぼすことのないような仕組みを院内に構築することも重要である。本指針はこのような考え方のもとに、患者が安心して安全な医療を受けられる環境を整え、良質な医療を提供することを通じて、地域社会に貢献することを目的としている。

この目的を達成するため、留萌記念病院管理者のリーダーシップのもとに、全職員が一丸となって、医療安全に対する意識を高めるとともに、個人と組織の両面から事故を未然に回避しうる能力を強固なものにすることが必要である。これらの取り組みを明確なものとし、本病院における医療の安全管理、医療事故防止の徹底を図るため、ここに留萌記念病院医療安全管理指針を定める。

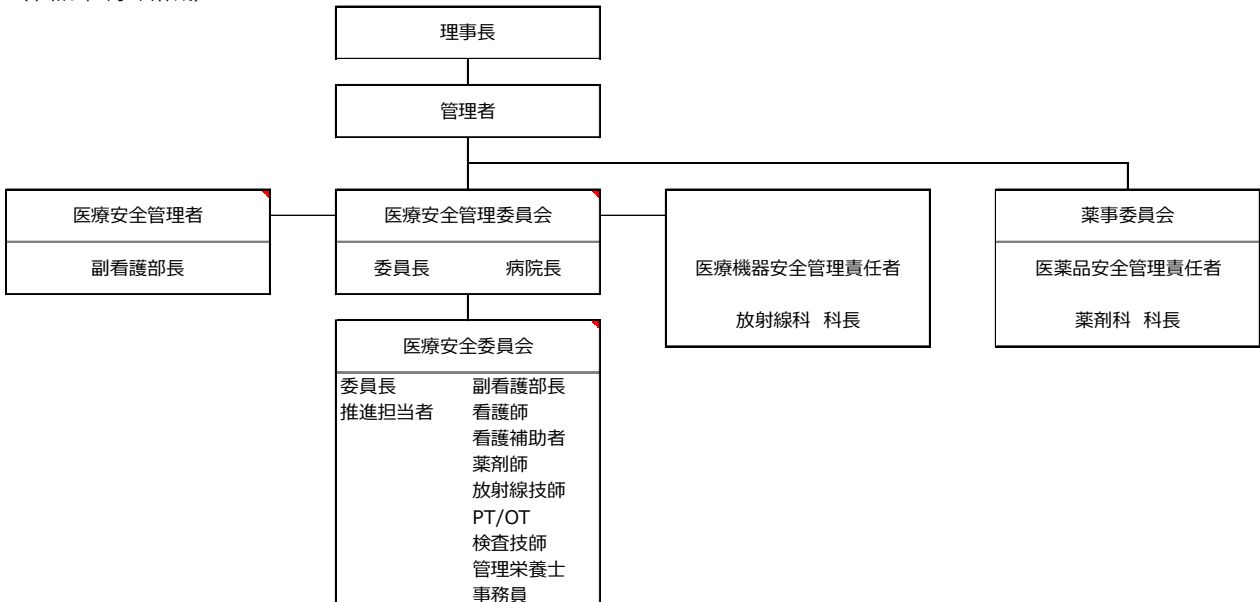
## 2. 医療安全対策防止のための組織に関する基本的事項

当院における医療安全対策と患者の安全確保を推進するために、以下の役職および組織等を設置する。

### 医療法人社団心優会 留萌記念病院 医療安全体制

別表1

(令和8年4月1日作成)



3. 医療安全対策のための従業者に対する意識・知識および技術の向上を図るため、全職員を対象とした研修会を年2回以上行います。

#### 4. 報告等に基づく医療に係る安全確保を目的とした改善方策

- ・当院内における医療事故や、危うく事故になりかけた事例等を検討し、医療の改善に資する事故予防対策、再発防止策を策定する。
- ・これらの対策の実施状況や効果の評価・点検等に活用しうる情報を院内全体から収集することを目的とする。
- ・すべての職員は、当院内で次のいずれかに該当する状況に遭遇した場合には、速やかに報告するものとする。
- ・医療安全管理委員会は報告された事例を検討し、医療の安全管理上有益と思われるものについて、再発防止の観点から、当院の組織としての改善に必要な防止対策を作成するものとする。
- ・医療安全管理委員会は、すでに策定した改善策が、各部門において確実に実施され、かつ安全対策として有効に機能しているかを常に点検・評価し、必要に応じて見直しを図るものとする。

#### 5. 医療事故発生時の対応に関する基本方針

- 医療側の過失によるか否かを問わず、患者に望ましくない事象が生じた場合には、可能な限り、まず、当院内の総力を結集して、患者の救命と被害の拡大防止に全力を尽くす。また、当院内のみでの対応が不可能と判断された場合には、遅滞なく他の医療機関の応援を求め、必要なあらゆる情報・資材・人材を提供する。
- ・事故の状況、患者の現在の状態等を、施設管理者等へ迅速かつ正確に報告する。
  - ・必要に応じて医療安全管理委員会を緊急招集・開催し、対応を検討する。
  - ・その事実および報告の内容を、診療録、看護記録等、自らが患者の医療に関して作成すべき記録、帳簿等に記録する。



2026年4月1日

医療法人社団心優会 留萌記念病院

医療安全管理委員会